

# いじめ対応行動マニュアル



## 基本概念

- ❖ 自分の周りにいじめがあり得ることを常に想定しておくこと。
- ❖ 絶対に一人で抱え込まない。すぐに報告を行い、チームで万全の対応を行うこと。
- ❖ 常に被害者の立場になって考え、子どもの命に関わる問題と心得ること。

## いじめ早期発見の努力事項

### 本人・保護者からの発見

- ❖ 常に相談しやすい関係づくり(日記指導・家庭との連絡・学級通信等)
- ❖ 教科担任や他の教職員との情報交換
- ❖ 相談窓口の周知徹底(おなやみポスト設置や教育相談の実施)

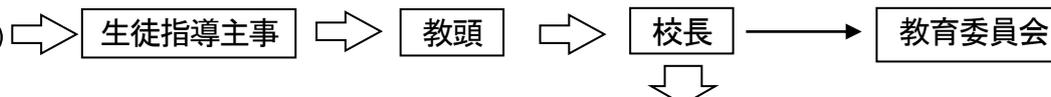
### 本人・保護者以外からの発見

- ❖ 定期的・臨時のアンケート調査の実施
- ❖ 傍観者をつくらず支援者・告発者を創り出す学級経営と信頼関係づくり
- ❖ 人権尊重の支持的風土づくり
- ❖ 地域への積極的な情報発信と収集

アンテナを広げ、どんな小さな情報もキャッチできる体制

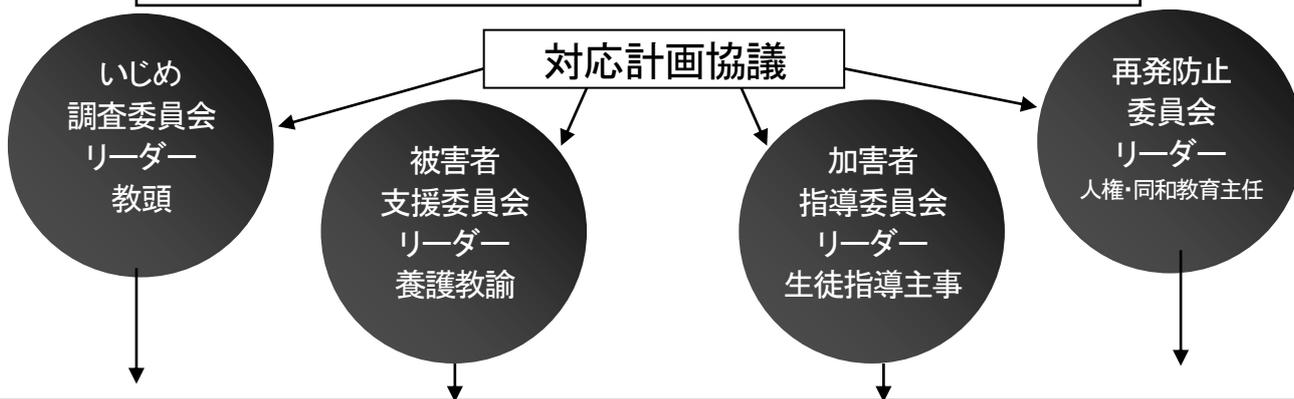
## いじめをキャッチしたときの行動

まず報告



## 校内いじめ問題対応チームの招集

校長、教頭、教務、生徒指導主事、人権・同和教育主任  
養護教諭、学級担任、その他関係教職員



具体的対応策の協議

## 臨時職員会議

全教職員で  
いじめ問題に対応

## 事務局による外部対応

### 保護者への調査報告義務

事実関係・被害生徒支援体制  
いじめ解消の対策・再発防止策等

### 関係諸機関との連携

学校運営協議会委員・主任児童委員等  
(SC、SSW、臨床心理士の専門家等)